

海上小口貨物に係る簡易通関の利用を認めない旨等の通知書

殿

令和 年 月 日

(税関官署の長)

令和 年 月 日付で事前の申出がされた下記の者に係る海上小口貨物に係る簡易通関の利用については、下記の理由により、簡易通関の利用を認めず、又は利用を停止することとするので通知します。

記

1 簡易通関の利用に係る事前の申出をした者

事前情報を登録する者：

輸入（納税）申告手続を行う者：

2 簡易通関の利用を認めず、又は利用を停止する理由